

独占禁止法と市民③

総合教育科 教授 後藤 多栄子

みなさん、試験中、わからない問題があったとき、お隣の友達から答えを教えてもらう、または見せてもらう行為は不正行為ですね。見せてもらった人はもちろんのこと、見せてあげたお友達も不正行為として処罰されます。試験のカンニングとパン屋さん同士の相談は次元が違うとおもったかもしれません。

なぜ商品の値段や生産量を同業他社と相談することが不正行為になるのでしょうか。同じ業種のお店なので、同じような悩みや問題を抱えているかもしれません。例えば、パン業界の将来について、材料である小麦粉やバターなどの価格高騰について意見交換することは問題ではないです。具体的に自分のお店で売る商品の価格や数量を同業他店の店主と話しあう行為が問題になるのです。もしも同業者たちが生産する製品の数量や価格を相談するとどういふことがその結果として起こり得えますか。

みなさんはスーパーに買いものに行くとき、どのスーパーを選びますか。忙しいので職場や最寄り駅近くや自宅近くのスーパーでと、立地条件の利便性を優先させるかたもいますね。しかし、多くの消費者は価格が重要な決め手となっています。バーゲンセール、特売日など、少しでも安くてよい商品を買って、遠方のスーパーまで買い物に行くというのもしばしば聞かれます。もしその商品の価格が同一だとしたら、そんな行動はしなくてよくなりますが、その価格が高値で同一だとしたら、どうでしょうか。本来なら同業者同士が競争して、コスト削減につとめ、価格をできるだけ下げて良い商品を提供すると、その結果、高くても利便性のよいお店で購入する消費者もいますが、多くの消費者はできるだけ安価でよいものを購入するために遠方のスーパーへでかけたりします。消費者の選択肢が増えるわけです。

独占禁止法の目的に、『一般消費者の利益を確保』という文言が含まれているのもその所以です。ここで目的をご紹介します。

第1条 『この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、。。。。生産、販売、価格、技術などの不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、。。。。一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。』

法律そのものも六法全書を購入することなく、ネットで見ることができます。

さて、今回はラストになります。

(『紀伊民報』平成二八年八月三〇日)